# 令和 5 年度

第7回 第一農地部会定例会議事録

令和5年10月31日(火)

上越文化会館 4階 大会議室

# 令和5年度第7回第一農地部会定例会議事録

日時 令和 5 年 10 月 31 日 (火) 午後 3 時 場所 上越文化会館 4 階 大会議室

- 1 出席委員
- (1) 農業委員

2番	綿貫	一成	4 番	計 古川	政繁	(	3番	竹山	貞子
9番	吉村	清正	13 番	新井	文雄	14	4番	竹内	浩行
16番	清水	増彦	20 番	新 篠宮	英樹	22	2番	飯塚	直人
23番	佐藤	清繁	24 番	松本	香				

(2) 農地利用最適化推進委員

髙橋	信夫	髙島	信雄	片桐	清司	笠原	行夫
荻原	一昭	小林	政秋	白滝	光彦	横田	正美
平野	宏一	清水	康之	野村	しのぶ	上原	孝
長野	秋義	穂苅	墙里				

- 2 欠席委員
  - (1) 農業委員

牧繪 雄一郎

(2) 農地利用最適化推進委員

倉石 洋一 野島 文昭 髙島 真一

3 職務のため出席した事務局職員

事	務	局	局	長	池田	忠之
			副局	易長	金子	良仁
			係	長	秋山	雅也
中鄉	区駐荷	生室	副主	壬任	加藤	岸子
板倉	区駐荷	生室	副主	壬任	上原	敏明
清里	区駐荷	生室	副主	壬任	中条	崇
名立	区駐	生室	班	長	高橋	利宏

- 4 会議に附した事件
- (1) 議事録署名委員の氏名

2番 綿貫 一成 24番 松本 香

# (2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について

#### (中郷区)

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

## (板倉区)

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

#### (清里区)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について

# (名立区)

案件なし

#### 5 会議

上越市農業委員会会議規則第5条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。

#### <資格審査>

議長

はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数 12 人中、出席委員数 11 人、欠席 委員数 1 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定に より農地部会は成立します。

農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数 17 人中、出席推 進委員数 14 人、欠席推進委員数 3 人です。

## <議事録署名委員の指名>

議長

次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。 議席番号 2 番 綿貫 一成 委員、議席番号 24 番 松本 香 委員の両名を指名 します。

## <上越市農業委員会憲章の唱和>

議長

「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げます。 皆さんそれに続いて唱和をお願いします。

それでは、議事録署名委員の綿貫委員読み上げをお願いします。

(上越市農業委員会憲章の読み上げ)

議長

それでは、議案の審議に入ります。

推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。 合併前上越市からです。

#### <報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

議長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号132番から152番の21件を報告します。事務局の説明を求めます。

# (事務局)

農業委員会事務局 秋山です。

秋山

それでは1頁をご覧ください。報告第1号は農地の利用権設定に関する解約届出の 受理報告です。すべて合意による解約であり、解約後は、他者へ売却、貸付が9件、 休耕が1件、中間管理機構を挟む一括方式への移行が11件です。

同関連案件は、備考欄に記載のとおりです。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないので、報告第1号の21件を承認します。

<報告第号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」>

議長

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号142番から番号154番までの13件を報告します。事務局の説明を求めます。

(事務局) 秋山

それでは5頁をご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理報告です。

転用目的は、「一般個人住宅」8件、「敷地拡張」2件、「アパート」1件、「宅地造成」1件、「資材置場」1件です。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないので、報告第号の13件を承認します。

#### <議案第1号「農地法第3条許可申請について」>

議長

次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号28番から34番までの7件を上程します。事務局の説明を求めます。

(事務局) 秋山

それでは9頁をご覧ください。議案第1号は、農地法第3条の許可申請です。 番号順に概略を説明いたします。

番号 28 番につきましては、譲渡人が高齢になり農地の管理が困難なため、当該農地の隣接地に住む譲受人に譲渡するものであります。

譲受人から提出のあった申請書を確認したところ、全部効率要件ならびに農作業等 常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。

次に番号 29 番です。県外に在住する譲渡人が、農地を手放したいとする意向から、 当該農地の隣接地に住む譲受人に譲渡し、家庭菜園として耕作するものであります。 こちらも、全部効率要件等を満たしております。 次に番号 30 番です。高齢により経営規模を縮小したい譲渡人の要望により、親戚である譲受人に譲渡するものであります。譲受人の耕作地・住所地から若干距離はありますが、耕作可能であるため全部効率要件等を満たしているものと判断いたしました。

次に番号 31 番です。経営規模を拡大したいとする譲受人の要望により、譲渡する ものであります。こちらも、全部効率要件等を満たしております。

次に番号 32 番です。相続により農地を取得した譲渡人が、県外在住のため、管理が困難であるとのことから、普段から管理をお願いしている親戚の譲受人に譲渡し、 果樹を植栽するものであります。こちらも、全部効率要件等を満たしているものと判 断いたしました。

次に番号 33 番です。譲渡人の事情により、経営規模を縮小したいため、主に農作業の受託を営む農業法人であり、経営規模の拡大を進めている譲受人に譲渡し、耕作するものであります。こちらも、全部効率要件等を満たしております。

最後に番号 34 番です。相続により農地を取得した譲渡人が、県外に在住しているため、管理が困難であるとのことから、隣接地を所有する譲渡人に譲渡し、譲受人が、 果樹園として維持管理するものであります。こちらも、全部効率要件等を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長

※各担当委員から補足説明。すべての案件で問題等なし。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

篠宮委員 No.34 の 10 アールあたりの単価が高い理由はなんですか。

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

(事務局) 市街化区域であり、既に埋め立てされていることから、宅地並みに課税されている 秋山 ものと思われます。

議長
その他意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議 ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定 します。

#### <議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転2件、貸借 権設定7件を上程します。

はじめに、所有権移転2件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは11頁をご覧ください。最初に所有権移転2件の概略を説明します。

秋山 番号 453 番、459 番ともに、元々、譲渡人が耕作していた農地であり、譲渡人の要望により、農用地利用集積の観点から、耕作者である譲受人に売却するものでありませ

いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 続いて、貸借権設定4件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 次に、貸借権設定7件の概略を説明します。

秋山 頁は12頁、13頁です。

内訳といたしましては、新規設定が番号 456 番、460 番、461 番で、残り 4 件は再 設定となっております。

新規設定の456番につきましては、期間満了に伴い、従前の耕作者から新規で小作契約を設定するものであります。番号460番、461番につきましては、先の合意解約で報告した番号146番、147番との関連案件です。従前の耕作者の労力不足により、新規に小作契約を設定するものであります。

その他、再設定につきましては、設定期間を 10 年として、従前からの契約を継続 する再設定となっております。

いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

髙島 (信)

使用貸借であるが、用水の負担もある。対価0円でも問題はないのか。

委員

(事務局)

個別の諸事情は把握していません。

秋山

松本委員 多面的機能支払交付金を利用している地区でもあり、共同で管理している可能性も

あると思われます。

議長
そのほか意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長特に質問等がないので、採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第2号について、改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づき、

上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

<議案第3号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」>

議長 議案第3号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」、貸借権設

定件を上程します。

事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは14頁をご覧ください。

秋山 番号36番の一括方式による貸借権設定です。

こちらの具体的な対象農地は、次の15頁「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。

左の借入契約者は土地の所有者、右の貸付者は中間管理機構が貸付ける者で、耕作者となっております。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないので、採決に入ります。

議案第3号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」、原案のと おり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

議案第3号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」、原案のと おり決定します。

次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。

#### (中郷区駐在室分の議案)

# <議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定1件を上程 します。事務局の説明を求めます。

(中郷区) 加藤 1頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定1件 について説明します。

7162番の案件は、令和4年12月末の期間満了に伴い、これまでの耕作者の労力不足により、新たな耕作者を探しておりましたが見つからず、休耕となっていた農地の使用貸借権設定案件です。

譲受人は、無人へりによる薬剤散布や大規模ほ場の基盤整備用写真撮影を主として 開業しており、耕作については、昨年から妙高市飛田地区で 2.3ha の農地を借り受、 スマート農業をフルに活用した農業を行っております。

また、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

平野委員

どのような経緯で、利用権設定されたのか知りたいのですが。中郷区の紹介でしょうか。

(中郷区) 加藤

会社の所在地が妙高市の境の近くにあり、昨年から、その近隣の妙高市の所有者から借り受け、スマート農業を実施しています。妙高市ではスマート農業について認知度があることから、妙高市の農業委員からの紹介によるものです。

議長
そのほか意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤 強化促進法第15条第4項に基づき、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請す ることに決定します。

次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。

# (板倉区駐在室分の議案)

# <議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定5件を上程します。

事務局の説明を求めます。

(板倉区) 1 頁の貸借権設定、番号 7618 番から 7622 番の 5 件について説明します。

上原 いずれも再設定であり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件 を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定する ことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤 強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要 請することに決定します。

最後に清里区駐在室管内の案件審議を行います。

# (清里区駐在室分の議案)

# 議長 <報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号8129番から8275番の147件を報告します。事務局の説明を求めます。

# (清里区) 中条

説明の前に、今回多くの議案を提出した経緯についてご説明いたします。

~当日配布する資料にて説明~

それでは、議案に戻りまして、1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8129 番から 8275 番の 147 件の届出書を受理しましたので報告します。

受理した 147 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、今ほど説明したとおり、圃場整備事業に伴う「中間管理機構への貸付」です。

関連案件は、備考欄に記載のとおりです。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による 合意解約通知について」、147件を承認します。

#### <議案第2号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」>

議長

続きまして、議案第2号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)について」、賃 借権設定51件を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

# (清里区) 中条

26 頁、議案第2号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)について」貸借権設定 51 件を説明します。

この案件は、圃場整備事業実施に伴い、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。

番号8116番から8131番までが、地域の担い手への農地集積、番号8132番から8166番までが自作地の中間管理機構を通じた契約となります。

いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」、原案のと おり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長ご異議なしと認めます。

議案第2号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」、原案のと おり決定します。

以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。

## <その他>

議長その他に入ります。

事務局から何かありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長
それでは、以上をもちまして本日の農地部会を終了します。

続きまして、地区会議を行いますのでそれぞれの地区会議の代表のところにお集まりください。